第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

<東日本大震災の教訓>

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、名取市では震度6強の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど 大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う 家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の 被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動に よる被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から 遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの 想定の考え方を根本的に見直すとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助・公助 が連携して災害予防対策を充実強化していく必要がある。また、「自分の身は自分で守る」、 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神を持ち、市民一人ひとりが防 災力を向上していくことが必要である。

第2 基本的考え方

<災害対策基本法改正>

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、 市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小 化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等 の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策 を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動 (東北地方太平洋沖地震、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震、千島海溝(十勝・根 室沖)モデル地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動 (宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震**)
- 3 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動 (長町-利府線断層帯の地震など)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震 クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、「東北地方太平洋沖地 震」や「長町-利府線断層帯の地震」クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な 影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対 応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著 しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度 を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持た せることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成 するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があること に留意する。

※「スラブ内地震」・・・沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちの形成

◆基本事項

1 目 的

社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	基本的な考え方	_
第2	地震に強い都市構造の形成	都市計画課、土木課
第3	揺れに強いまちづくりの推進	都市計画課、防災安全課、財政課、教育総務課、生涯学習課、消防本部
第4	所有者不明土地の利活用	防災安全課、政策企画課、なとりの魅力創生課
第5	地震防災緊急事業五箇年計画	県、関係課
第6	長寿命化計画の作成	土木課、施設所管課

第1 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- (1)発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1~2度 程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高 レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3)以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げと なるおそれがあるもの
 - イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれが あるもの
 - ウ 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、 多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第2 地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、 空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、防災街区整備事業、土地区画整理 事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、 水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域 防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い 避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等におけ る優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりに おける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3 揺れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

市は、名取市地震防災マップの公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、市役所庁舎、小中学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、名取市耐震改修促進計画に基づき耐震化の推進を図る。

2 耐震化を促進するための環境整備

市は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備を推進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

第4 所有者不明土地の利活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課

題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第6 長寿命化計画の作成

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

◆基本事項

1 目的

地震に伴う土砂災害を未然に防止するため、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査 し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、地域住民及び事業者に対して 災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	土砂災害防止対策の推進	土木課、防災安全課、県
第2	地すべり等防止事業	土木課、県、国
第3	急傾斜地崩壊防止施設	県
第4	治山施設	農林水産課、県、国
第5	農業施設等	農林水産課、県
第6	液状化対策の推進	都市計画課、県、施設所管課
第7	地盤沈下防止	県
第8	各種データの保存	土木課、都市計画課、下水道課、水道事業所
第9	盛土等による災害防止	県

第1 土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は155か所指定されている。 市は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、 広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑 な警戒避難が行われるよう努める。

第2 地すべり等防止事業

国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

本市における地すべり危険箇所は、1か所指定されている。

第3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜 地崩壊危険区域に指定は、県が行う。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、 防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。 本市における急傾斜崩壊危険箇所は、113か所指定されている。

第4 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊などの荒廃危険地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

第5 農業施設

大規模な地震災害により、農業、畜産業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業用施設の災害防止

市は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

2 集落の安全確保

県は集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進するものとしている。

- (1) 避難路や避難地等の確保
 - ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災へリコプター等の場外離着 陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

- (2)消防用施設の確保
 - ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

- イ 防火水槽整備
- (3) 集落の防災設備整備
 - ア 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な 施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

- (4) 災害情報の伝達施設の確保
 - ア 情報基盤施設整備

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なラジオ (コミュニティFM)等の整備

第6 液状化対策の推進

1 液状化対策等の実施

市は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等の液状化対策を実施する。

2 液状化ハザードマップの作成

市は、県が実施した液状化発生の可能性を予測した結果に基づき、液状化ハザードマップを作成するとともに、市民及び建築物の施工主等への周知に努める。

第7 地盤沈下防止

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、県は、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行うものとしている。

1 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施するものとしている。

また、県は地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとしている。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障 を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

第8 各種データの保存

市は、道路、橋りょう等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備に努める。

第9 盛土等による災害防止

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を 実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を 行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づ き、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要 な措置を行うものとしている。さらに、県は、当該盛土等等について、対策が完了するまで までの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった 場合には、適切な助言や支援を行うものとしている。 また、県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月1日施行)に基づき、各種法令が適用されない3,000 ㎡以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努めるものとしている。

■資料編

• 災害危険箇所一覧

第4節 海岸保全施設等の整備

◆基本事項

1 目 的

地震に伴う海岸、河川、ダム、農地、漁港等の被害を防止するため、防災関係機関と連携 し、関係施設の耐震性の強化等を図る。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	海岸保全施設等の整備	土木課、県、東北地方整備局
第2	河川管理施設	土木課、県、東北地方整備局
第3	ダム施設	県
第4	農業用施設	農林水産課、県
第5	漁港等の施設	県

第1 海岸保全施設等の整備

本市の東側には、総延長約 4.9km の仙台湾南部海岸がある。

海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適 宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設 の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

第2 河川管理施設

本市では、名取川が市の北部、増田川が市街地中心部、川内沢川、志賀沢川などの中小河川が市の南部を流れている。豪雨、長雨のつど増水することから、現在強制排水ポンプによる排水処理を行っている。

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 応急復旧及び水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

3 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震災害時等においては、避難場所、 救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、名取川において、緊急時に避難や 物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。

第3 ダム施設

ダム管理者は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システ

ム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事 により防災対策に万全を期す。

なお、ダム建設に当たっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

第4 農業用施設

市は、県と連携し、農業用用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案・農水省)」の対象ため池についても、

第5 漁港等の施設

漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

1 液状化対策の推進

県は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。

■漁港施設

施設名	種類	所在地	管理者
閖上漁港	第2種 (昭和26年7月10日 農林省告示第255号)	名取市閖上地先	宮城県 (昭和 33 年 6 月 23 日 農林省告示第 434 号)

第5節 交通施設の災害対策

◆基本事項

1 目 的

道路、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。 これらの施設が被災した場合には、地域住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応 急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修 等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解 消等交通ネットワークの充実、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替 性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に 努める。

2 実施担当

	対策項目	実施担当	
第1	道路施設	土木課、農林水産課、防災安全課、県、県警、東北地方整備局	
第2	漁港施設	県	
第3	空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株 式会社	
第4	鉄道施設	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道株式会社	

第1 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災 点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線 及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計 画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難 階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための 工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施するなど、安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び市との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋及び側道橋等については橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆エコンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 避難誘導標識の整備

市は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第2 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港(閖上漁港)について重点的かつ総合的に整備を図る。

第3 空港施設

空港は、地震災害時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持管理整備に努める。

なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制 を確保するため、仙台国際空港株式会社、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及び その周辺における消火救難活動に関する協定」を締結している。

第4 鉄道施設

- 1 耐震性の強化
- 2 異常事態発生時の対策検討
- 3 線路巡回計画の策定
- 4 線路に近接する施設の対策
- 5 復旧体制の整備

なお、地震・津波発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

第6節 都市の防災対策

◆基本事項

1 目 的

火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の 高い市街地の実現のため、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープン スペース確保のための各種事業を促進する。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	都市の不燃化、耐震化対策	都市計画課、土木課
第2	市街地の整備	都市計画課、防災安全課、消防本部
第3	都市公園施設	都市計画課

第1 都市の不燃化、耐震化対策

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

市は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の促進により、 低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、 都市の不燃化、環境の整備改善に努める。

2 既存建築物の耐震化の促進

市及び県は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存 建築物の耐震化に関する計画作成及び診断に対する支援を行い、さらに、耐震改修を必要と する建築物に対し、耐震改修に対する補助や優良建築物等整備事業により支援する。

第2 市街地の整備

1 市街地の整備

市は、県の指導により、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽密集市街地等の解消に努める。

2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を進める。

3 木造住宅密集市街地が残る場合の対応

木造住宅密集市街地が残る場合、市は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、 関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に 努める。

第3 都市公園施設

令和4年3月31日現在で本市において開設あるいは計画決定されている都市公園施設は、 街区公園が145か所、近隣公園が6か所、総合公園が1か所、緑地公園が3か所、特殊公園が4か所の計159か所である(令和4年度名取市統計書による。)。

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置、ネットワークの形成を図るものとする。

■資料編

· 都市公園一覧

第7節 建築物等の予防対策

◆基本事項

1 目 的

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	公共建築物	財政課、教育総務課、消防本部、施設所管課
第2	一般建築物の耐震改修の促進	都市計画課、防災安全課、消防本部、県
第3	ブロック塀等の安全対策	都市計画課、県
第4	落下物防止対策	県、施設管理者
第5	建物内の安全対策	防災安全課、消防本部、県
第6	高層建築物等における安全対策	施設管理者

第1 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 市有建築物の耐震性、不燃性の確保

市は、市役所庁舎、消防署、小中学校等防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 停電対策の強化

市は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

市は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を 回避する。

2 教育施設

市は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、浄水機能の整備された水泳プール の保全に努める。

3 耐震診断の実施及び公表

市は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第2 一般建築物の耐震改修の促進

- 1 市は、一般住宅等について耐震性の強化を図るため、「名取市耐震改修促進計画」に基づき、 県と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。市は、木 造住宅に対し木造住宅耐震診断助成事業及び名取市木造住宅耐震改修工事助成事業を実施し、 耐震化促進に努める。
- 2 市は、広報やパンフレット等により既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性について啓 発を行う。

第3 ブロック塀等の安全対策

市及び県は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を 防止することを目的に、通学路のブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとと もに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

市は、スクールゾーン内危険ブロック塀除却事業を推進する。

第4 落下物防止対策

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第5 建物内の安全対策

市及び県は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第6 高層建築物等における安全対策

1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地 震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、 揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の 共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

2 長周期地震動対策及び啓発の実施

高層建築物の所有者等は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

第8節 ライフライン施設等の予防対策

◆基本事項

1 目 的

大規模地震の発生により市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能がまひし、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性(津波に対する強さ)の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 水道施設	水道事業所
第2 下水道施設	下水道課
第3 電力施設	東北電力(株)
	消防本部、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、
第4 ガス施設	(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部、関東東
	北産業保安監督部東北支部、県
第5 電信・電話施設	電気通信事業者

第1 水道施設

- 1 水道施設の安全性強化等
- (1) 市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網の中ブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備の推進に努める。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備に努める。
- 2 復旧用資機材等の確保

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時対応マニュアルに基づき、水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の迅速かつ的確な初動体制の整備、通信手段の確保及び応急給水、応急復旧活動等適切な対応がとれるように努める。
- (2) 市は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災が市民生活へ多大な影響を与えることを考慮し、施設の被害及び 影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進す るとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

<東日本大震災の教訓>

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管、デジタル化を実施するとともに、下水道施設を定期的に 点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第3 電力施設

- 1 東北電力(株)は、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備について、耐震性・耐浪性等 に配慮した設計を行う。
- 2 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等は、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

3 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第4 ガス施設

- 1 液化石油ガス施設
- (1) 液化石油ガス販売事業者は、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化 石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して対策を講じると

ともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- (2)(社)宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法 の周知徹底に努める。また、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめ とした必要な災害予防対策の長期的な検討推進を図っていく。
- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督 を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。
- 2 都市ガス施設
- (1) ガス事業者は、ガス施設の耐震化を推進する。また、地震・津波災害によって被災した 家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して安全器 具の設置等の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備 を図る。
- (2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、 保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

■資料編

・一般社団法人 宮城県LPガス協会 仙南第三支部 連絡先一覧

第9節 危険物施設等の予防対策

◆基本事項

1 目 的

地震災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震・津波 対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する ほか防災訓練の積極的実施を推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を 指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を 図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	危険物施設等の予防対策	各施設管理者
第2	危険物施設	消防本部、県
第3 高田	高圧ガス施設	高圧ガス製造等の事業者、県、関東東北産業保安監
第 3	同圧ルグル政	督部東北支部
第4 火薬類製造施設等	消防本部、県、火薬類製造等の事業者、関東東北産	
第4 火薬類製造施設等		業保安監督部東北支部

第1 危険物施設等の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、津波被災時の浸水対策について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第2 危険物施設

市内には、石油等の危険物貯蔵所など、消防法第 10 条に定める危険物施設が 280 施設(製造所 1 施設、貯蔵所 210 施設、取扱所 69 施設) あり(平成 29 年 4 月現在)、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、市及び県は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震・津波対策と防災教育の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全 管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

防災安全協会の育成に努め、この団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧 ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時 連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備 及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化 対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行うものとしている。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のために必要な指導・助言を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第4 火薬類製造施設等

市内には、火薬類貯蔵施設が3施設(平成27年4月1日現在)ある。

- 1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、 地震・津波が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、 緊急時連絡体制の整備を行う。
- (1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。
- (2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。
- 2 市は、火薬類販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、(1)について立入 検査等を通じて適宜指導・助言を行う。
- 3 県は、(1)について消防本部に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。
- 4 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底・自 主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第10節 防災知識の普及

◆基本事項

1 目 的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に 努める。また、市民に対し、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」 という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水 害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第 1	防災知識の普及、徹底	防災安全課、各部各課、東日本電信電話(株)宮城事
舟 1	奶灰和峨 の百次、100区	業部
第2	小中学校、公民館における防災	学校教育課、小中学校、義務教育学校、生涯学習課、
教育		防災安全課
第3	市民の取組	市民
第4	防災リーダーの養成	防災安全課、県
第5	災害教訓の伝承	市民、防災安全課、政策企画課

第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

市は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

市の防災教育には、次の事項を含むものとする。

- (1) 名取市地域防災計画内容の徹底
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識(北海道・三陸沖地震後発地震注意情報が発信された場合を含む)
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

<東日本大震災の教訓>

2 住民等への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の実施

市は、名取市防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、DVD貸出等の広報媒体の活用や、防災講話、防災セミナー、防災講座等の開催等により、防災知識の普及・啓発を図る。(後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む)

(2) 地域による活動の強化

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、地区 別防災マニュアルの作成や公民館区を単位とした町内会、自主防災組織連絡協議会の設立 に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ (LGBT等)のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、 災害用伝言ダイヤル (171) や災害用伝言板 (web171) の利用推進を図り、市は、その仕組 みや利用方法等の周知に努める。

(5) 主体的な情報収集の啓発

災害時において被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動」することが重要である。そのため、災害時は市からの情報提供を待つという受け身の情報収集ではなく、市民が主体的に情報収集に努めることを啓発する。

(6) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被 災者や支援者が性暴力・DV・虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許され ない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所や津波浸水想定区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

また、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 専門家の活用

市は、県と連携し、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門

家の活用を図るものとする。

(3) 日常生活の中での情報掲示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等を示すことや、蓄光石やライトを活用して 夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震 災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(4) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備に努める。

第2 小中学校、公民館における防災教育

- 1 小中学校、義務教育学校は、市と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の 災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心 の育成に努める。
- 3 児童生徒及び指導者に対する防災教育
- (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - ア 小中学校、義務教育学校においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、 児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識 の内面化を図る。
 - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。 実施に当たっては、登下校時など校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
 - (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

- 4 市は、防災教育及び防災体制の充実のために小中学校、義務教育学校に防災主任を配置するとともに、市の拠点となる小中学校、義務教育学校に防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 5 市は、小中学校、義務教育学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育 に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導 の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め る
- 6 市は、小中学校、義務教育学校において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防 災計画や学校防災マニュアルの確認と見直しが行われるよう促すとともに、児童生徒への防 災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的

に支援を行う。

- 7 市は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の 啓発・普及を図る。
- 8 市は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、 地震防災上必要な知識の普及に努める。

第3 市民の取組

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の 負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関 や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル (171)、SNS 等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

<東日本大震災の教訓>

4 情報入手手段の確保

津波警報や避難情報等の各種情報を災害時に迅速かつ正確に入手できるよう、情報入手方法を把握しておくとともに、複数の情報入手手段の確保に努める。

5 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域 内での顔の見える関係の構築に努める。

6 防災関連設備等の準備

非常持出品の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器の設置、感震ブレーカーの設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

<東日本大震災の教訓>

第4 防災リーダーの養成

市は県と連携し、津波等ソフト対策協議会が作成した「防災教育プログラム」に基づき、町内会等・自主防災組織の代表等を対象に防災リーダー研修会を実施する。地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。また、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、研修等への女性の積極的な参加を促す。

第5 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、民間の伝承団体等との連携を図りつつ、作成した災害記録集やDVD等により災害教

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 防災知識の普及

訓の伝承に努めるほか、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第11節 地震防災訓練の実施

◆基本事項

1 目 的

地震発生時に、市及び防災関係機関並びに地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第2	学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安 全課、消防本部
第3	企業の防災訓練	企業
第4	救急・救助関係機関の教育訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関

第1 市の防災訓練

市は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊など防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ等のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても普及を図る。

- 1 訓練実施にあたって考慮すべき事項
- (1) 実践的かつ効果的な訓練の実施

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項(シナリオ)については、過去の大規模地震災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

(2) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

- (3) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施
- (4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施
- (5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、地域防災計画、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織

体制等の維持、整備を図る。

<東日本大震災の教訓>

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

休日・夜間に地震が発生した場合も想定する。

(2) 災害対策本部運用訓練

地震災害時において、迅速に応急活動体制を確立できるよう、災害対策本部の設置及び 訓練を実施する。また、全班及び全職員が災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、訓練 を通じて役割を再確認する。

(3) 通信情報訓練

通信機器操作の習熟、平常時通信から災害時通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の代替連絡手段の確保、通信内容の確実な伝達等についての訓練を行うものとする。

(4) 広報訓練

避難指示、各種情報の市民への広報について、それぞれの伝達系統を利用した通信訓練、 並びに停電時及び有線通信途絶時等非常事態における伝達訓練を実施する。

(5) 避難訓練

大規模地震を想定し、避難の指示、誘導、伝達方法等を円滑に行えるよう、住民を対象 とした避難訓練を実施する。

(6) 救出救護訓練

(7) 避難所開設・運営訓練

災害時における避難所の開設・運営、炊出し等が円滑に行われるよう、避難所運営組織を中心として避難所運営訓練を実施する。訓練は避難所運営マニュアルに基づいて実施するものとし、訓練の検証を踏まえてマニュアルを修正する。

(8) 炊き出し、給水訓練

地震災害時に、円滑に炊き出し、応急給水が行えるよう訓練を実施する。炊き出し訓練にあたっては、避難所運営組織を中心とした訓練を実施する。

- (9) 緊急輸送訓練
- (10) 交通規制訓練
- (11) 自衛隊災害派遣要請等訓練
- (12) 消防訓練

消防本部の出動(操法、放水等含む)、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主として建物火災防ぎょ等を年1回、時期を選定して実施するものとする。

(13) その他

定期的な訓練の実施により、市民に災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所等を 関知衛序する

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第2 学校等の防災訓練

1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

- 2 校外活動(自然体験学習、校外学習、野外活動を含む)等で海浜部又は山間部を利用する 場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 小中学校、義務教育学校は、災害時において、保護者への引渡しが円滑に行えるよう、保護者との合同による引渡し訓練や情報収集・伝達訓練を実施する。また、児童センターと連携した防災訓練の実施に努める。
- 5 小中学校、義務教育学校が避難場所や避難所となることを想定し、市は学校や地域等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第3 企業の防災訓練

- 1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習 熟のための防災訓練を実施する。
- 2 災害発生時に備え、周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減の ため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

第4 救急・救助関係機関の教育訓練

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、救急・救助関係省庁及び関係事業者との間で「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

第12節 地域における防災体制

◆基本事項

1 目 的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	自主防災組織の必要性	_
第2	自主防災組織の育成・指導	防災安全課、消防本部
第3	自主防災組織の活動	自主防災組織
第 4	住民及び事業者による地区	防災安全課、市民、自主防災組織連絡協議会、企業
内の防災活動の推進		的火女生踩、川 戊、日土的火粗椒

第1 自主防災組織の必要性

大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出 大防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所 在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

第2 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- 1 市は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防 災組織の育成に努める。
- 2 市は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の推進に努める。
- 3 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- 4 既存の町内会等を単位とし、コミュニティ組織と連携を進めながら、自主防災組織の育成 強化を図り、地域における防災体制づくりの指導を推進する。

<東日本大震災の教訓>

5 自主防災組織連絡協議会の設置

市は、地域の防災体制の充実を図るため、公民館を単位として、町内会・自主防災組織の連絡協議会の設立を促進する。市では、名取市自主防災組織連絡協議会補助金の交付を行っている。

連絡協議会を通じて、小中学校等の学校と地域が協力する関係を構築するとともに、より 自発的・実践的な自主防災組織の活動を支援していく。

第3 自主防災組織の活動

- 1 平常時の活動
- (1)訓練の実施等
 - ア 防災訓練への参加
 - イ 防災知織の普及 集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
 - ウ 消火訓練の実施 火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。
 - エ 安否確認訓練の実施
 - オ 避難訓練の実施 避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
 - カ 救出・救護訓練の実施 家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などの救出活動及び負傷者などに対 する応急手当の方法等を習得する。
 - キ 避難所開設・運営訓練の実施 災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市担当者や施設管理者と 協力し、必要なノウハウの習得に努める。
- (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織 として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非 常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な 避難の確保を図るために特に支援を必要とする者(以下「避難行動要支援者」という。) を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避 難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把 握及び関係者との共有に努める。

- 2 地震・津波発生時の活動
- (1)情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を定める。

- ア 地域内の被害情報の収集方法
- イ 連絡をとる防災関係機関
- ウ 防災関係機関との連絡方法
- エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 安否確認の実施

平日の昼間や、休日・夜間など時間帯に応じた安否確認の方法を検討しておく。

(4) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者、津波に流され漂流している者やおぼれている者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の診療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(5) 避難の実施

市長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
- (ア) 市街地…………火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ……土石流、がけ崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸地域…… 津波
- (エ) 河川………津波、決壊・氾濫
- イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。
- ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。
- (6)避難所開設·運営
 - ア 避難所開設・運営への協力

市職員、施設職員の指示に従い、避難所の設置・運営に協力する。

イ 給食・救援物資の配布及びその協力

自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動 に協力する。

(7) 地域安全活動

被災地や避難所等における犯罪等の未然防止のため、県警等が行う防犯パトロール等地 域安全活動に協力する。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

市は、公民館区を単位とした防災活動を推進するため、地区別防災マニュアルを作成し、 自主防災組織連絡協議会の設立を推進する。連絡協議会は、当該地区における防災力の向上 を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等 自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における防災活動に関する計画を作成し、これを地区 防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区防災計画の策定にあたり、必要に応じて当該地区への助言や地区間調整等の支援を行う。また、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防 災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められ た内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよ う努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるも のとする。

■資料編

· 名取市地区防災計画名称一覧

第 13 節 ボランティアのコーディネート

◆基本事項

<災害対策基本法改正>

1 目 的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当	
第1 ボランティアの役割	-	
第2 災害ボランティア活動の環境整	社会福祉課、県、名取市社会福祉協議会、日本赤十	
備	字社宮城県支部、ボランティア関係団体	
第3 専門ボランティアの登録	県、都市計画課、土木課、東北地方整備局	
第4 一般ボランティアのコーディネ	名取市社会福祉協議会、社会福祉課、県	
ート体制づくり		
第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十	日本赤十字社宮城県支部	
字防災ボランティアセンター設置		

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

- 1 生活支援に関する業務
- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業
- 2 専門的な知識を要する業務
- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2)被災建築物の応急危険度判定
- (3)被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務

- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) I T機器のネットワーク構築と I T機器を利用した情報収集・処理
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティア活動の環境整備

市は、県、名取市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等やボランティア関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア関係団体の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が自主性に基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

なお、市は、災害ボランティアセンターを運営する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、市は、県と連携し、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やボランティア関係団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第3 専門ボランティアの登録

平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

県は、ボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城 県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、判定コーディネーターの育成等に努めて いる。

<東日本大震災の教訓>

また、市は、地震災害後、速やかに応急危険度判定を実施するため、被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定の締結について検討する。

2 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等に備え、県は、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

3 災害時の通訳ボランティア

県は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に 派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施する。

4 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の

維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、 東北地方整備局が発足させた制度である。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、名取市社会福祉協議会が中心となって、速やかに 災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得 ながら、次のような準備、取組を行う。

1 ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

2 ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

3 コーディネート体制の整備

名取市社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、 あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボラ ンティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前 登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

4 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

5 補償

災害ボランティアに登録した者に対し、「災害ボランティア保険」への加入を勧誘し、安全 で積極的な活動ができるよう努める。

第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。そのため、次のような準備、取組を行う。

1 赤十字防災ボランティア(以下「防災ボランティア」という。) 災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、 必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自 主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も

図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係 機関との密接な連絡体制維持に努める。

第 14 節 企業等の防災対策の推進

◆基本事項

1 目 的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践 的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2 実施担当

対策項目 実施担当	
第1 企業等の役割	企業、商工観光課、防災安全課、消防本部、県
第2 企業等の防災組織	企業

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受ける おそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域 貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスク に応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメン トの実施に努める。

<災害対策基本法改正>

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4)被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡 大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困

難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(6) 市長への報告

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 市及び県の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極 的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に 基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 また、市及び県は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、 行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に 応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2)従業員等の防災教育
- (3)情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第14節 企業等の防災対策の推進

- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第15節 地震調査研究等の推進

◆基本事項

1 目 的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで 行われてきている。市は、これらの機関の研究に積極的に協力する。

2 実施担当

対策項目		実施担当	
第1	調査研究の連携強化	防災安全課、各部各課	
第2	防災対策研究の情報発信	防災安全課	

第1 調査研究の連携強化

市は、関係機関が行う観測・情報網の充実、地震対策の調査研究等に積極的に協力する。

第2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化にも資する ことから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により全国に広く情報発信・ 共有するよう努める。

第16節 情報通信網の整備

◆基本事項

1 目 的

大規模地震災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、放送機関については、被害状況の報道、市民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

2 実施担当

対策項目		実施担当	
 第1 市における災害通信網の整備		なとりの魅力創生課、防災安全課、AIシステム推	
- 第 1	川にわける火青旭信柄の登舗	進課、社会福祉課、消防本部	
第2 県の災害通信網		県、防災安全課、消防本部	
第3	防災関係機関における災害通信	[/士·⟨⟨ 日日	
網の整備		防災関係機関	

第1 市における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

市は、防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

<東日本大震災の教訓>

2 防災行政無線とコミュニティFM (臨時災害FM) との連動

市は、防災行政無線による放送を市民に伝達するため、防災行政無線自動割込み装置を使い、コミュニティFM(臨時災害FM)による正確な情報の発信に努める。

また、市は、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

<東日本大震災の教訓>

3 職員参集等防災システムの整備

市職員は、自分で覚知して自主参集することを基本とする。また、市は、災害時における 迅速な災害情報収集体制を図るため、市職員が緊急的に自主参集できるよう、「職員用防災配 信メール」を整備し、登録している市職員に対して配備体制等の情報を一斉送信することと している。

<東日本大震災の教訓>

4 関係機関、避難所及び現場職員との通信手段の確保

市は、関係機関、市出先機関、各避難所、現場職員等との連絡手段を確保するため、ふくそうなどの影響を受けにくい連絡手段として、災害時優先電話(固定及び携帯電話)やPHSの整備に努める。現場職員との連絡は、デジタル簡易無線、移動無線を使用するほか、職員用防災配信メールを利用する。

また、災害時優先電話の登録番号については、関係機関等との情報共有を図る。ただし、 災害時において有効に使用するため、登録番号については公表しないものとする。

- 5 地域住民等に対する通信手段の整備
- (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、 衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、 報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報 共有システム)を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ、エリアメール・緊急速報メ ール等を活用した情報配信、また、コミュニティFM(エフエムなとり)、ホームページ、 X(旧ツイッター)、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、ナトぽた等、災害時に おける多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

6 非常用電源の確保

市は、災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、 耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

8 災害関連情報等分析体制の整備

市は、収集した災害関連情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

9 マップ・GIS等の活用

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、 総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要 に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るよう努める。

<東日本大震災の教訓>

10 被災者支援システムの整備

市は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、被災者台帳等被災時の業務支援・情報共有システムの整備充実を図る。

11 アマチュア無線の活用

市は、災害時における市民からの直接的な災害関連情報等を把握するため、アマチュア無線等を活用した情報収集体制を確立する。

第2 県の災害通信網

1 県防災行政無線の整備拡充

災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、通信体制の充実・強化を図り運用する。

2 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)

県は、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、 市、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達するため、「宮城県総合防災情報システム(MID ORI)」を整備・運用している。

市は、情報の伝達が迅速に実施できるよう操作方法の習熟に努める。

3 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各市町村に震度計等を設置し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急 対策活動を図っている。

第3 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

■資料編

- 名取市防災行政無線一覧
- 名取市防災無線局管理運用規程
- ・ 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)

第17節 職員の配備体制

◆基本事項

1 目 的

市内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災 関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の 高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制 に万全を期す。このため、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画(BCP) を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	市の配備体制	防災安全課、各部各課
第2	市災害対策本部への要員派遣体制の整備	防災関係機関
第3	防災担当職員の育成	防災安全課、総務課
第4	人材確保対策	防災安全課、総務課
第5	感染症対策	防災安全課、各部各課
第6	災害時職員行動マニュアルの作成	防災安全課、各部各課
第7	業務継続計画 (BCP)	防災安全課、各部各課

第1 市の配備体制

1 配備体制の明確化

(1) 災害警戒配備体制

「名取市災害警戒配備要領」に基づき、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。この際、市は、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達すること等にも留意し、災害発生時、避難指示等の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。

また、市は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、 配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害 規模等に応じた登庁者などについて定めておく

(2) 災害対策本部

「名取市災害対策本部条例」及び「名取市災害対策本部設置運営要綱」に基づき、市内で震度6弱以上(実測値)の地震を観測したときは自動的に、あるいは市長が必要と認めたときには、名取市災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部各部長の責務(名取市災害対策本部設置運営要綱 第5条)

災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者

イ 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

<東日本大震災の教訓>

2 職員参集手段等の明確化

市は、休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、職員の参集手段及び職員への伝達系統について災害対応職員行動マニュアルに定め、速やかな災害対策本部の設置が可能な体制を構築しておく。

なお、市職員は、配備基準を把握しておくものとし、休日、夜間等勤務時間外に地震等が 発生した場合は、基準に応じて自主参集することを基本とする。また、状況に応じて「職員 用防災配信メール」の登録者に対して、配備基準等を一斉送信して伝達することとしている。

3 指揮命令系統の明確化

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合の代行者をあらかじめ明確 化しておく。また、各班における指揮命令系統についてもあらかじめ災害時職員行動マニュ アルに定めておく。

4 役割の明確化

災害規模・段階に応じた各班の業務について明確化を行うとともに、各職員に対して防災 教育を実施し、役割の周知徹底を行う。

5 交代要員の確保

長期間の対応を想定し、職員の交代体制についても定めておくものとする。

6 情報収集・連絡要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・ 連絡にあたる職員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図る。

また、各班で収集した被害情報等について全庁で共有化を図るため、情報の報告・伝達系 統、一元管理、共有化等について災害時職員行動マニュアルに定めておく。

第2 市災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて市災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

第3 防災担当職員の育成

市は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第4 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、 災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者(自衛隊等 の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保の方策をあら かじめ整えるように努める。

第5 感染症対策

市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。

<東日本大震災の教訓>

第6 災害時職員行動マニュアルの作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成する。マニュアルには、庁外からの初動、休日・夜間における限られた人員での初動活動を想定し、時期毎の業務分担等を定めておく。また、災害時おいて迅速に情報伝達を行うことができるよう、あらかじめ広報マニュアルを整備する。

さらに、マニュアルは職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する 資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第7 業務継続計画(BCP)

- 1 業務継続性の確保
- (1)業務継続計画(BCP)の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(3)業務継続体制の検証

市は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

市は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、 非常用通信手段の確保に努める。

3 データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量 図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止す るとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整 備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

市及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

■資料編

- · 名取市災害対策本部条例
- 名取市災害対策本部設置運営要綱
- 名取市災害警戒配備要領

第18節 防災拠点等の整備

◆基本事項

1 目 的

地震災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	防災拠点の整備	防災安全課、財政課、生涯学習課、消防本部、県
第2	防災拠点機能の確保・充実	防災安全課、財政課、消防本部
第3	市が整備する防災用資機材等	土木課、消防本部
第4	防災用資機材の確保対策	防災安全課、消防本部、県

第1 防災拠点の整備

1 市は、市役所庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。

また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

2 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を市と連携し検討する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや 電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分 な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓 練等に努める。
- 2 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、市役所庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品など の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の 拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリス ト化を図る。

第3 市が整備する防災用資機材等

1 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。 また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

2 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止 に資する資機材の整備充実を図る。

3 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

4 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・ 活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

第4 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に必要な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

市及び県は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

市及び県は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者 及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

市及び県は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型 重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

■資料編

・本庁舎が使用できない場合の代替庁舎候補一覧

第19節 相互応援体制の整備

◆基本事項

1 目 的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の 確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災の観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結や、多種・ 多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 実施担当

対策項目		実施担当			
第1	相互応援体制の整備	防災安全課、	各部各課、	防災関係機関、	応援協定機関
第2	市町村間の応援協定	防災安全課、	総務課		
第3	消防相互応援体制等の整備	消防本部			
第4	その他	防災安全課、	各部各課		

第1 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、応援計画や受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

また、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト可に努める。

2 協定の締結

市は、平常時から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、 災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 連絡体制の確保

市は、災害発生直後から、防災関係機関や災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡が とれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。 また、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)について、毎年確認を行う。

4 救援活動拠点の確保

市及び県は、県警・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努め、リスト化を図る。

第2 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する。

2 県内全市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、県及び県内他市町村と平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災の観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 後方支援体制の構築

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ 相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を 整える。

第3 消防相互応援体制等の整備

市は、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災 ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」に基づ き、防災訓練等を通じ、消防相互応援体制の実効性確保に努める。

また、「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成29年4月)」に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請や緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。

第4 その他

市は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

■資料編

• 災害時応援協定一覧

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

◆基本事項

1 目 的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、 ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない 可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県や医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等
第2	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	保健センター、消防本部、県
第3	医薬品等の備蓄・供給体制	保健センター
第4	福祉支援体制の整備	保健センター、社会福祉課、県

第1 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

市は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するため、病院、救護所の被害 状況や傷病者の受入れ情報の収集方法や岩沼地域保健医療福祉調整本部への連絡方法につ いてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

ア 市は、名取市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応 急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。さらに重症患者等の処置及び収容を 行う病院をあらかじめ指定しておく。災害拠点病院は、資料編に示すとおりである。

イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援 が必要となるときは、岩沼地域保健医療福祉調整本部に医療救護班の派遣を要請するこ ととし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

<東日本大震災の教訓>

(3) 地域医療関係機関等との連携体制

市は、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会の3団体と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動の必要が生じた際、各団体は直ちに救護班の編成・派遣を行い、傷病者に対する応急処置と医療、医療機関への傷病者の転送、助産等の活動を行うよう努める。

市は、災害時において迅速に各団体の協力が得られるよう、情報連絡手段の確保や医療救護体制の確立を図る。

(4) 医療救護班の編成

- ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙台保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。
- イ 市等で編成された医療救護班については、仙台保健福祉事務所(保健所)へ報告する。 変更した場合も同様とする。
- (5) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

- 2 在宅要医療患者の医療救護体制
- (1) 県及び市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核等の在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、 災害時の対応について市及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

- 1 災害時情報伝達手段の確保
- (1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)による情報収集に加え、 災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- (3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた 複数の通信手段の保有に努める。
- 2 医療救護活動に関する情報連絡体制
- (1)情報の共有
 - ア 市は、岩沼地域保健医療福祉調整本部の求めにより、市内の医療救護に関する情報を 報告する。
 - イ 岩沼地域保健医療福祉調整本部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理 し、県保健医療調整本部ほか関係機関と情報を共有する。
- (2) 広域災害救急医療情報システム(EMIS:イーミス)による連絡体制等
 - ア 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、広域災害救急医療情報 システム(EMIS)により行う。
 - イ 県保健医療調整本部及び岩沼地域保健医療福祉調整本部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システムによる情報収集に加え直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

<東日本大震災の教訓>

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

市は、岩沼薬剤師会名取ブロック会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結しており、 医療救護所で使用する医薬品等の確保に努めている。市は、医療救護活動に必要な医薬品等 を迅速に供給できるよう、岩沼薬剤師会名取ブロック会とあらかじめ協議し、連絡体制を整 備しておく。

2 マンパワーの確保

市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、名取市医師会や岩沼薬 剤師会名取ブロック会とあらかじめ協議しておく。

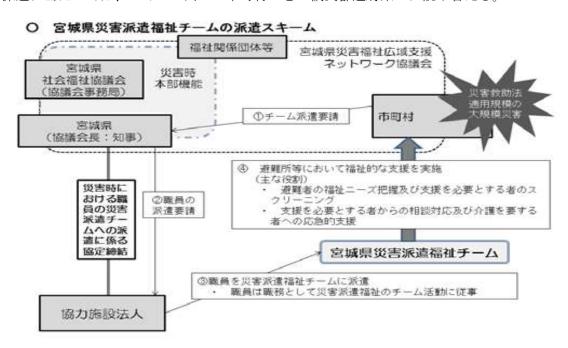
第4 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生 活が 想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に 対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係 団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネット ワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。)及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。

- 1 災害派遣福祉チームの体制の整備
- (1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。 ※被災都道府県に対する派遣に当たっては、スキーム内の"市町村"を"被災都道府県"に読み替える。



(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

ア 県の役割

- (ア) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼 し、職員の派遣に関する協定を締結する。
- (イ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。
- (ウ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。
- イ 宮城県社会福祉協議会(宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局)の役割
- (ア) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員 名簿に登録する。
- (イ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。
- ウ 市町村の役割
- (ア) 市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の 運営体制等を整備する。
- (イ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。
- エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割 福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派 遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。
- オ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等(以下「協力法人施 設」という。)の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割(災害時)

ア 県の役割

- (ア) 市町村又は国(厚生労働省)若しくは被災都道府県のチーム派遣要請を受け、情報 収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。
- (イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。
- イ 宮城県社会福祉協議会(宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局)の役割
- (ア) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を 行う。
- (イ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。
- (ウ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。
- ウ 市町村の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

- エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割 宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支 援を行う。
- オ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

宮城県災害福祉ネットワーク協議会(事務局:宮城県社会福祉協議会)は、災害派遣福祉 チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練 等への参画を行う。

■資料編

• 災害拠点病院指定状況

第 21 節 火災予防対策

◆基本事項

1 目 的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、出火防止に努めるとともに、初期消火、 火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2 実施担当

対策項目		実施担当
第1	出火防止、火災予防の徹底	消防本部、防災安全課
第2	消防力の強化	消防本部
第3	消防水利の整備	消防本部
第4	消防計画の充実強化	消防本部

第1 出火防止、火災予防の徹底

1 防災教育の推進及び民間防火組織の育成

市は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であるほか各家庭や地域における防火意識の高揚を図ることも重要であることから、女性防火クラブ・幼少年消防クラブの結成と育成について指導する。

2 火気使用設備・器具の安全化

市は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

市は、火災による人命への影響が極めて高い百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、地震災害時における従業員の対応等について指導する。

第2 消防力の強化

1 消防組織の充実強化

地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層 の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各 消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防 火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を 強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制が とれるように指導する。

2 消防資機材等の整備

(1) 車両及び資機材等の整備促進

市は、県の指導を得て、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。 なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年

度とする第6次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

(2) 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

市は県と連携し、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。

3 消防団の育成

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1)消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を 促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性 消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対す る啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、地域住民と消防団員がやりがいを持って活動 できる環境づくりくを進める。

また、消防団員の資質向上を図るため、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を推進する。

(3) 市は、県の指導を得て、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の充実、長期化した場合の備え等について、国・県補助金等を活用しながら整備に努める。

4 連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

5 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

6 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの 対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同 利用等について明確化するよう努める。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報

告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期 し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新増設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

第3 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用、これらの施設整備を促進する。

第4 消防計画の充実強化

市は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市消防計画について、県の指導助言を得て、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しを行う。

第22節 緊急輸送体制の整備

◆基本事項

1 目 的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、 緊急輸送道路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

2 実施担当

対策項目		実施担当	
第1	緊急輸送道路の確保	土木課、農林水産課、県、県警、東北地方整備局	
第2	臨時ヘリポートの整備	防災安全課、消防本部	
第3 緊急輸送体制		防災安全課、商工観光課、県、県警、(公社)宮城県	
		トラック協会	

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の 復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」 という。)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定する とともに、当該道路の防災対策、地震災害対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網 の整備を図る。

■緊急輸送道路

一次緊急輸送道路	二次緊急輸送道路	三次緊急	輸送道路
仙台名取線	愛島名取線	飯塚開発線(名)	相互台線(名)
国道4号	杉ケ袋増田線	名取停車場線	深松線
仙台空港線	閖上港線	市役所通り線	愛島西部線(名)
国道286号	仙台館腰線	美田園東線 (名)	広浦北釜線(名)
東北縦貫自動車道	仙台岩沼線	ゆりが丘中央線 (名)	
仙台東部道路	仙台名取線	相互台東中央線(名)	
仙台南部道路	耕竜寺線		
	愛島東部線		
	大手町大通り線		
	熊野堂柳生線		
	三日町熊野堂線		
	市役所通り線		
	閖上築港線		
	仙台南トラックター		
	ミナル前供用通路		

*(名)は、名取市が指定している緊急輸送道路であり、その他は、宮城県地域防災計画に位置づけのある緊急輸送道路

緊急輸送道路:

平成8年5月10日 建設省道防発第4号建設省道路局企画課道路防災対策室室長通達「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」に基づき計画された道路。

一次緊急輸送道路:県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾施設、空港等を連絡する

道路

二次緊急輸送道路:一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路

三次緊急輸送道路:その他一次、二次緊急輸送道路を補足する道路

2 緊急輸送道路の確保及び整備

(1) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期かつ確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格 道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼 性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(2) 道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に 必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警本部は、災害時の応急復旧等に必要となる道路を確保するため、交通規制計画の策定 や交通管理体制の確保等を推進するものとしている。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第22節 緊急輸送体制の整備

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、 避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警等との交通規制計画と整合性の とれた計画を策定する。

- ア 広域交通規制対象道路
- イ その他の防災上重要な幹線道路
- ウ 高速自動車国道等 (インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)
- エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- オ 津波の襲来、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、 交通管制センター等交通管制施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等被害を受けた 場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、 津波から避難するためやむを得ない場合を除き避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者、漁港管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による それぞれの管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成し、必要に応じてそ の見直しを行う。

県及び市町村は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第2 臨時ヘリポートの整備

市内の臨時ヘリポートは、資料編に示すのとおりであり、市は、これらの場所を災害時に 有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、 必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き

緊急通行車両に対しては、災害対策基本法施行令第33条の規定により、知事または公安委員会が緊急通行車両証明書および標章を交付するが、あらかじめ必要な車両をリストアップし、警察署に対し事前届出を行い、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとする。

2 緊急輸送に関する協定

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

■資料編

・ 臨時ヘリポート

第 23 節 避難対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、指定緊急避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に地域住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉の連携により要配慮者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 実施担当

対策項目		実施担当	
第1	徒歩避難の原則の周知	防災安全課	
第2	指定緊急避難場所の確保	防災安全課	
第3	避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課	
第4	避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課	
第 5	ではそう	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、	
舟 3	避難誘導体制の整備	消防本部	
笠 G	避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、なとり	
第6		の魅力創生課	
第7	小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校	
第8	保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課	
第9	消防機関等の対応	消防本部	
签 10	避難計画の作成	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社	
第 10		会福祉協議会、施設管理者	
第 11	避難に関する広報	防災安全課	

第1 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、徒歩避難の原則の周知に努める。

第2 指定緊急避難場所の確保

<災害対策基本法改正>

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グランド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万

一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指 す必要が生じることや、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別 に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、地震に伴う津波ついては、「津波災害対策編 第2章第23節 避難対策」を参照するものとする。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、民間施設、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市は、国・県の学校等教育施設(私立学校を含む)を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- ア 管理条件:災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場 所を開放できる管理体制を有していること。
- イ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生 時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。 また、上記基準のほか、次の条件に留意する。
- ウ 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう努める。
- エ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- オ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- カ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- キ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時 ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- ク 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- ケ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- コ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- サ 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- シ 被害情報入手に資する情報機器 (ラジオ等) が優先的に整備されていることが望ましい。
- ス 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

第3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に

留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次 避難の経路等

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者 及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危 険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電 時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

- 3 避難誘導標識等の設置
- (1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識を設置し、指定緊急避難場所や避難路・ 避難階段の位置などを示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯 を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中 で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記 標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

第5 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市(防災安全課、消防本部)は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・ 支援にあたる者の危険を回避するため、避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等 の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市(防災安全課、消防本部)は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市(社会福祉課、介護長寿課)は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行 うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関 する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、こ れらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第6 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市(社会福祉課、介護長寿課)は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市(社会福祉課、介護長寿課)は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

- 3 社会福祉施設等における対応
- (1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛 防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市(社会福祉課、介護長寿課)及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、 停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の 整備に努める。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

- 4 在宅者対応
- (1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市(社会福祉課、介護長寿課)は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市(社会福祉課、介護長寿課)は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を 抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の 検討も行う。 (3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

市(保健センター)は、県の支援を得て、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器 使用者の情報把握、及び災害時個別支援計画の策定を行う。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症含む。)発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。このことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

5 外国人等への対応

市(などりの魅力創生課、防災安全課)及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、 以下のような環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備
- (2) 避難場所や避難路の標識等における絵文字(ピクトグラム)の活用、多言語化の推進
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及
- (4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第7 小中学校等における対応

1 児童生徒等の安全対策

<東日本大震災の教訓>

(1) 学校防災マニュアルの活用

小中学校、義務教育学校は、災害時における児童生徒等の安全確保を図るため、市が作成した学校防災マニュアルに基づき、各校の防災マニュアルの随時見直し・修正を図るものとする。

■学校防災マニュアルの項目

- ・災害時対応の基本方針
- ·情報収集 · 伝達
- ・児童生徒の引渡し
- ・避難所開設・運営
- ・防災教育(台風・水害等)
- ・保護者、地域との合同訓練

(2) 引渡しに関するルールの策定

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに 関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(3) 安全確保対策の検討

小中学校、義務教育学校の校長は、地震が発生した場合又は市等が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討するものとする。

(4) 引渡し対応の検討

校長は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の 帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協 議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さ ず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討す る。

2 連絡・連携体制の構築

市は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第8 保育所等における対応

<東日本大震災の教訓>

1 保育所等の安全対策

(1)保育所及び児童センター(以下「保育所等」という。)は、災害時における乳幼児及び放課後児童クラブの登録児童の安全確保を図るため、各施設で防災マニュアルを策定し、随時見直し、修正を図るものとする。

(2) 引渡しに関するルールの策定

市は、保育所等が保護者との間で、災害発生時における入所児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるように促す。

(3) 安全確保対策の検討

保育所等の施設長は、地震が発生した場合又は市等が避難指示を発令した場合等における、入所児童等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(4) 引渡し対応の検討

保育園等の施設長は、入所児童等の引渡しにおいては、平常時から保護者以外の迎えが可能な方の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような入所児童等については、保育所等で職員が対応するなど、事前に確認を行い検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、入所児童等の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における小中学校・ 義務教育学校・公民館等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 消防機関等の対応

1 救急・救助活動の実施体制確保

市及び県は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な 救急・救助活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。 なお、救急・救助活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救急・救助活動についても考慮する。

2 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっく りとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにお いても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第10 避難計画の作成

1 市の対応

市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難指示を発令する具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関する ガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。

2 施設等の管理者

病院、デパート等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を 想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓 練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、積極的に住民へ配布等を行う。

■資料編

· 指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第24節 避難受入れ対策

◆基本事項

1 目 的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、地震災害時速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
笠 1	第1 避難所の確保	防災安全課、社会福祉課、こども支援課、介護長寿
- 第 1		課、教育委員会、県
第2	避難の長期化対策	防災安全課、保健センター
第3	避難所における愛玩動物の対策	環境共創課
第4	応急仮設住宅対策	都市計画課、県
第5	帰宅困難者対策	防災安全課、県
第6	安否情報収集・伝達体制の整備	防災安全課、AIシステム推進課

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容して、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知に努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定 避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不 適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設(予備的避難所)についてあらかじめ指定す

る。

<災害対策基本法改正>

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件:被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件:速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件: 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件:車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 避難所の施設・設備の整備
 - (1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時用公衆電話等の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

市は、県の備蓄支援物資について必要に応じ支援を求められるよう体制構築に努める。

<東日本大震災の教訓>

6 避難所の運営・管理

(1) 避難所配置職員の指定

市は、あらかじめ各避難所に配置する職員(以下「避難所配置職員」という。)を指定する。なお、避難所配置職員は男女混合とするとともに、交代制とする等、あらかじめ体制を整備する。

(2) 避難所運営体制の整備

避難所運営に必要な活動を円滑に行うため、あらかじめ避難所となる施設の管理者、市職員(避難所配置職員)、当該避難所に避難する地域の自主防災組織又は町内会等で避難所運営体制を整備する。地域の実情に応じた体制を整えておく必要があるため、避難所ごとに避難所運営体制を整備し、必要な協議・調整等を行う。

また、避難所の運営に男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、避難所運営体制には女性の参画を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの作成

避難所の開設・運営に必要な次の事項について、あらかじめ避難所運営体制の構成員に おいて検討し、避難所運営マニュアルを作成しておく。

- ア 避難所の管理責任者及び避難所運営体制構成員の役割
- イ 避難所の開設手順(避難所の安全確認、収容スペースの確認、設営)
- ウ 避難者の受入れ(要配慮者の把握)
- エ 避難者情報の収集方法(個人情報に配慮)
- オ 避難所生活ルールの作成
- カ 良好な生活環境の確保、感染症対策
- キ 避難者への情報伝達体制、市への報告 等

(4) 平常時の活動

- ア 地域の学校及び住民が連携して避難所開設・運営訓練を実施し、それぞれの役割や避 難所の開設時期、地域住民による避難所の自主的な運営管理などについて確認する。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難所機能の整備充実に 努める。

(5) 避難所における過密抑制対策等の推進

市は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(6) ホームレスの受入れについて

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(7) 良好な生活環境の確保

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるもの

とする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(8) 在宅避難者の支援について

市は、在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(9) 車中泊避難者の支援について

市は、やむをえず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、国・県の学校等教育施設(私立学校を含む)を指定避難所として指定する場合、 学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的である ことを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用す る施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十 分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 防災機能の強化

市及び県は、学校等教育施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合 において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよ う努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確 保に努める。

9 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他 市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方 法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施体制の整備

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、食料調達担当との連携による栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を行うよう努める。

第3 避難所における愛玩動物の対策

<東日本大震災の教訓>

市は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、適正な飼育環境について注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに記載する。

また、市は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省、平成25年6月)」 に基づき、飼い主に対して、愛玩動物用の避難用品や備蓄品の確保、愛玩動物のしつけと健 康管理、避難所や避難ルートの確認及び準備を行うよう啓発する。

第4 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行う とともに、応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、(社)プレハブ建築協会と連 携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅設置予定地について、あらかじめ定めておくものとする。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、(社)宮城県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第5 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第24節 避難受入れ対策

迅速に行う必要があることから、適切な帰宅行動を促すため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から広報し、住民、企業などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル (171) 等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 避難対策

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努める。

4 徒歩帰宅者対策

県は、県内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う 災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

<東日本大震災の教訓>

市は、各避難所における避難者名簿を早期に集約、データベース化し、一元管理を行う体制を整備する。また、避難所で避難者を受入れる際に、避難者名簿の提供の要否について確認が必要である。

■資料編

· 指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

◆基本事項

1 目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等 が起こった場合には、被災者への救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、被災者に対し、時間経過に応じた食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が円滑に行われるよう、市及び関係機関は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	市民等のとるべき措置	市民、事業所、防災安全課、消防本部
第2 の第	食料及び生活物資等の供給計画 管定	防災安全課
第3	食料及び生活物資等の備蓄	防災安全課
第4	食料及び生活物資等の調達体制	防災安全課、政策企画課、水道事業所
第5 の	食料及び生活物資等の輸送体制 整備	防災安全課、政策企画課、税務課
第6	燃料の確保	商工観光課、県

第1 市民等のとるべき措置

<東日本大震災の教訓>

- 1 市民は、防災の基本である「自らの命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の 食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態 で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。
- 3 事業所は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 4 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

<東日本大震災の教訓>

市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通途絶等により、地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医

薬品等の救援物資の緊急搬送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、在宅避難者への供給方法について検討しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

<災東日本大震災の教訓>

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、想定される最大避難者数の3日分等の確保について検討し、備蓄計画の検討や段階的な備蓄に努めるものとする。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達

市は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。なお、災害時応援協定一覧は資料編に示すとおりである。

2 生活物資の調達

市は、応急生活物資を供給するため、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との 連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

市は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努める。

第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 情報管理体制の構築

市は、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

- 2 協力体制の構築
- (1) 災害時物資拠点の確保

市は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、市民体育館等を選定しておくよう努める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

市は、災害時の物資拠点として、民間倉庫などの施設から、容積、床荷重、交通アクセス、などを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等の締結を実施している。

第6 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

また、石油商業協同組合等と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、県と連携し、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は 優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に 努める。

3 普及啓発

市は、県と連携し、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市 民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害 発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

■資料編

- 災害時応援協定一覧
- ・名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

◆基本事項

1 目 的

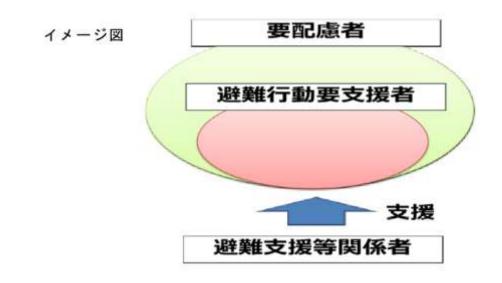
大規模地震・津波災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また旅行客等も被災することが考えられ、その場合、これらの人々はより危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市及び関係機関は、その対策について整備する。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	高齢者、障がい者等への支援対	社会福祉課、介護長寿課、保健センター、こども支
策		援課、名取市社会福祉協議会
第2	外国人への支援対策	なとりの魅力創生課

※ 用語の定義

用語	定義
避難行動要	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難すること
世無行 野安	が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援
又饭有	を必要とする者
邢副传 李	災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障
要配慮者	害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等
避難支援等	町内会・自治会、消防機関、県警、民生委員、名取市社会福祉協議会、自
関係者	主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者



※ 具体的な避難行動要支援者

- ① 高齢者(要介護認定者、一人暮らし高齢者(高齢者のみの世帯)、家族と同居している ものの一日のうち一定時間以上一人になることが多い高齢者、寝たきり高齢者、認知症 高齢者など)
- ② 身体障がい者(視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者など)
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 高次脳機能障がい者
- ⑥ 発達障がい者
- ⑦ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者(人工透析を受けている者、医療機器等を 装着している者、酸素吸入が必要な者など)
- ⑧ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑨ 乳幼児・児童(特に低学年児童)
- ① 好產婦

なお、災害時においては、災害により負傷した者及び外国人(日本語や日本の習慣の理解が十分でない者)、地域の地理に不案内な旅行客も避難行動要支援者となりうることや、買い物等で他市町村から一時的に来訪している避難行動要支援者もいることに留意する。

第1 高齢者、障がい者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、 保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を 講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市、防災関係機関、社会福祉施設及 び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万 全を期す。

- 1 社会福祉施設等の安全確保対策
- (1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2)組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4)業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、 他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速や かにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

<災害対策基本法改正>

(1) 全体計画の策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府、平成25年8月策定)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定)等(以下、「避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等」という。)を参考に、次項(2)、(3)に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、避難行動要支援者に係る取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に 留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。

また、平常時から要配慮者と接している健康福祉部、名取市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、 地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

- (ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- (イ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏えい防止 等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保 管しておく。

<災害対策基本法改正>

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避 難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 避難支援等関係者となる者

町内会・自治会、消防機関、県警、民生委員、名取市社会福祉協議会、自主防災組織等

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 要介護認定3~5を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1級・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、 じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- · 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者
- 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(ウ) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民登録や障がい者情報、介護者情報により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、登録申請書を郵送し同意を得て台帳に登録する。また、民生委員等により訪問して同意を得て台帳に登録する。

(エ) 名簿の更新に関する事項

毎年住民基本台帳や障がい者情報、介護者情報をもとに加除更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度本人の同意のうえ名簿に登録する。死亡や転出で不要になった個人情報は速やかに削除・更新する。

イ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、名簿提供者を自主防災組織、民生委員及び消防機関に限定し、守秘義務のないものには誓約書を提出させる。名簿の保管場所を指定して必要以上の複製を禁止し、取扱状況を市に報告させる。

<災害対策基本法改正>

ウ 個別避難計画の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの 見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に 応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に 支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速 化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を 活用するよう積極的に検討する。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等 避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも 十分留意するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者による避難支援 が行えない場合があることも伝えておくものとする。

エ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人(個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援実施者)の同意を得た上で、あるいは市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、避難行動要支援者名簿情報又は個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

<災害対策基本法改正>

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 個別避難計画に係る取組の支援

県は、市の個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施 等の取組を通じた支援に努めるものとしている。

(6) 支援体制の整備

市は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、 要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

市は、県と連携し、既に整備済みである一人暮らし高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市等による地域福祉のネットワークづくりを進めるよう努める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の 普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報 器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、一人暮らし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

一人暮らし高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント (小型無線発信器) を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

(8) 相互協力体制の整備

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の確保

市は、社会福祉施設の管理者との協議により福祉避難所の確保に努める。

(2) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や 受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(1) 福祉施設等受入れ先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県 や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れ に関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよ う要請する。

(2) 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して、事業所内における災害 時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 実施主体間の調整

県は、保健師、福祉関係者、NPO等様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況 把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況 把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじ め、検討するよう努めるものとしている。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

県及び市は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、 以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

第2 外国人への支援対策

本市に在住する外国人は、現在 426 人(令和 2 年 12 月 31 日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、市は、市内の国際交流協会等と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 市は、多言語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 2 市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 3 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供

のためのマニュアルを作成する。

第 27 節 複合災害対策

◆基本事項

1 目 的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害 及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備え を行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や、別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	複合災害の応急対策への備え	防災安全課、消防本部、県
第2 発	複合災害に関する知識の普及啓	県

第1 複合災害の応急対策への備え

1 市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)発生の可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、本章各編の災害予防対策の定めるところによる。

- 2 避難・退避体制の整備
- (1) 市は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平常時から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (2) 県及び市は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する 知識の普及・啓発に努める。

第 28 節 災害廃棄物対策

◆基本事項

1 目 的

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物(災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物)や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	処理体制	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合、県
第2	主な措置内容	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合

第1 処理体制

<東日本大震災の教訓>

1 市の役割

市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めるとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、他の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的支援を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域処理体制の確立を図る。なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して周知に努めるものとする。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自 らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第2 主な措置内容

市及び関係機関は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

<東日本大震災の教訓>

- 1 震災時における応急体制の確保
- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。
- 2 避難所の生活環境の確保 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制を整えておくこと。

第 29 節 積雪寒冷地域における地震災害予防

◆基本事項

1 目 的

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

2 実施担当

	対策項目	実施担当
第1	除雪体制等の整備	土木課、消防本部、県、東北地方整備局
第2	避難所体制の整備	防災安全課

第1 除雪体制等の整備

1 道路の除雪

道路管理者は、異常降積雪によるバス路線を中心とした主要生活道路の確保を図るため、 降雪の状況により、主要道路等について除雪を行うものとする。

(1) 除雪作業の現況

現在市が管理する市道、バス路線及び市街地の生活道路は、民間委託により除雪する。

(2) 除雪計画延長

除雪計画延長: 306 路線 工区延長: 218.04 km

- (3) 除雪における連絡先
 - ア 名取市土木課道路維持係
 - イ 国土交通省岩沼国道維持出張所
 - ウ 仙台土木事務所道路建設第二班
- 2 消防水利の確保

積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防本部は、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第2 避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難 所における石油ストーブ等の確保に努める。 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防